

札幌医科大学附属病院

院内感染対策指針

平成 19 年 6 月 26 日
院内感染防止委員会承認
病院運営会議決定
平成 20 年 10 月 1 日一部改訂
平成 26 年 3 月 1 日一部改訂

この指針は、札幌医科大学附属病院における院内感染対策に関する基本事項について規定したものであり、閲覧、ホームページへの掲載などにより患者さま等に公表するとともに、病院内の全職員に対しても周知を図り、院内感染対策についての意識の向上に資するものである。

1 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染とは、i) 医療施設において患者が原疾患とは別に新たに罹患した感染症、ii) 医療従事者等が医療施設内において感染した感染症であり、これらは人から人へ、又は医療行為の実施に伴い医療器具等を媒介して発生する。

特に免疫力の低下した患者、小児、高齢者等の易感染患者は、通常の原因微生物のみならず、感染力の弱い微生物によっても感染症を発生する可能性が高い。

また、近年はノロウイルス感染症の流行や、SARS、新型インフルエンザなど新たなウイルス性感染症の発生が報告されるなど、院内感染対策はますますその重要性を増している。

このため、札幌医科大学附属病院は、すべての患者が感染症を保持し、常に院内において感染症が発生する可能性を秘めていることを前提として対処する「スタンダードプリコーション（標準的予防対策）」の観点に基づいた医療行為を実践する。

また、院内感染防止対策は附属病院全体として取り組むことが重要であるとの認識に立ち、院内感染の発生や拡大の防止、発生原因の究明、院内環境調査、職員研修の開催などに取り組むものとする。

2 院内感染対策のための管理体制・組織

本院における院内感染対策を推進するため、以下の組織等を設置する。

院内感染防止委員会

感染制御部

感染管理チーム（ICT）

リンクドクター・リンクナース

2-1 院内感染防止委員会

本院における院内感染に係る検査や防止策の実施並びに院内感染防止に係る諸問題を検討するため、病院長を委員長とする院内感染防止委員会を設置する。

委員会は月1回定例的に開催する。

なお、委員長が必要と認めたときは随時、開催する。

所掌事項

- 1 院内感染防止に係る基本的事項に関すること
- 2 院内感染防止対策及びマニュアルに関すること
- 3 院内感染防止対策の実施に係る監視及び指導に関すること
- 4 院内感染の発生に伴う処理に関すること
- 5 その他院内感染防止に関すること

2-2 感染制御部

院内感染対策に関する院内全体の調整や院内環境の監視等を行うなど、本院における院内感染対策活動の中核的役割を担うため、感染制御部を設置する。

感染制御部は、次の職員により構成する。

- ・感染制御部長
- ・感染制御部副部長
- ・主査（感染防止） ＊感染管理認定看護師（ICN）
- ・主査（細菌検査）
- ・主査（遺伝子検査）
- ・主査（血清検査）
- ・主任看護師 ＊感染管理認定看護師（ICN）

2-3 感染管理チーム（ICT）

日常的な院内の感染防止のための監視等を行い、感染制御部の業務を実行あるものとするため、関係診療科等の医師、薬剤師、看護師等により構成される感染管理チーム（ICT）を設置する。

所掌業務

- 1 日常的な感染予防体制の監視
- 2 日常的な感染症発生状況の監視
- 3 日常的な感染予防のための教育・指導
- 4 事故発生時の具体的な処理の指導
- 5 その他、感染制御部長が必要と認めた業務

2-4 リンクドクター・リンクナース

感染制御部と連携し、各診療科等における院内感染防止対策の指導的役割を担うため、リンクドクター・リンクナースを設置する。

所掌業務

- 1 各診療科等での感染症発生と蔓延防止のための動向把握
- 2 各診療科等での感染防止対策上の意識の向上と啓発指導
- 3 その他、感染制御部長が必要と認めた業務

3 院内感染対策のための職員研修

感染制御部は、附属病院に勤務する全職種の職員を対象として講習会を年2回以上開催し、職員の院内感染に関する意識と知識等の向上を図ることとする。

また、必要に応じ、診療科・部署単位での研修会を実施する。

さらに感染制御部スタッフは、院外の感染対策を目的とした学会、研修会、講習会等に積極的に参加して知識の向上に努めるとともに、院内への周知、情報の共有についても配慮する。

4 感染症の発生状況の報告

各診療科等にあっては、感染症患者を確認した際、所定の様式に基づき感染制御部の感染症発生の報告を行う。感染制御部は検査部と協力して細菌検査、遺伝子検査、血清検査等を行い、その結果に基づき必要な処置、拡大防止策等について診療科等に指導する。

また、院内感染防止委員会等を通じて院内に発生状況等について周知する。

5 院内感染発生時の対応

各診療科等は、院内感染を疑われる感染症の発生事例を確認した際は、速やかに感染制御部に連絡する。感染制御部は詳細の把握に努めるとともに、院内感染防止委員会を開催して附属病院全体として必要とされる処置、拡大防止策について診療科等に指導する。併せて、発生原因の究明や再発防止策の立案等を行う。なお、発生原因の究明等に当たっては、必要に応じて外部有識者・専門家の意見を聴取することとし、客観性を持った対応を行う。当院は国公立大学感染対策協議会に参加しており、要請に応じた支援を受けられる体制が整っている。

6 患者等に対する本指針の閲覧

本指針は、患者サービスセンターにおいて閲覧することができることとする。

また、札幌医科大学附属病院のホームページに掲載し、広く患者等の閲覧に供することとする。

7 その他の院内感染対策の推進

院内感染防止委員会が定めた「病院感染対策マニュアル」を各診療科等に常備し、職員の日常的な院内感染対策の参考とする。

また、実効性を担保するため、マニュアルは適宜、見直し・改訂する。